

平成24年(ワ)第3671号 大飯原子力発電所差止等請求事件

原 告 竹本修三 ほか1106名

被 告 国 ほか1名

答 弁 書

平成25年7月2日

京都地方裁判所第6民事部合議はA係 御中

被告国指定代理人

〒530-0047 大阪市北区西天満一丁目11番4号

大阪法務局北分庁舎

大阪法務局訟務部

部	付	安 部	勝
---	---	-----	---

部	付	松 島	太
---	---	-----	---

部	付	大 橋 広	志
---	---	-------	---

部	付	大 黒 淳 子	
---	---	---------	--

上席訟務官		木 太 淳 一	
-------	--	---------	--

訟務官		谷 口 弘 美	(印)
-----	--	---------	-----

訟務官		吉 田 隆 一	(印)
-----	--	---------	-----

法務事務官		林 史 則	(印)
-------	--	-------	-----

〒602-8577 京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197番地

京都地方法務局訟務部門（送達場所）

(電話 075-231-0197)

(FAX 075-254-2430)

上席訟務官 片岡則之 

訟務官 小西弘樹 

訟務官 吉川利彦 

〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

原子力規制委員会原子力規制庁

総務課法務室

室長 鶴園孝夫 代 

課長補佐 依田圭司 代 

課長補佐 小澤良太 代 

課長補佐 石森博行 代 

訟務係長 新垣琢磨 代 

調整係 伊藤彩菜 代 

〒100-8986 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部

政策課

経済産業事務官 石井大貴



経済産業事務官 神野可奈子



原子力政策課

経済産業事務官 佐々木 光太郎



原子力政策課原子力基盤支援室

経済産業事務官 上田洋二



第 1 請求の趣旨に対する答弁	5
第 2 本案前の答弁の理由	5
1 被告国の主張の要旨	5
2 請求の趣旨第 2 項の請求に係る訴えのうち被告国に対する本件将来給付請求の部分は不適法であること	5
(1) 将来の給付の訴えが許容される場合	5
(2) 本件将来給付請求に係る部分の訴えが不適法であること	7
第 3 請求の原因に対する認否	7
第 4 事実経過	26
1 大飯発電所の概要	26
2 事実経過	26
第 5 被告国の主張	31
1 はじめに	31
2 国賠法 1 条 1 項の「違法性」に関する主張が不明確であること	31
(1) 国賠法 1 条 1 項の違法の意義	31
(2) 規制権限の不行使が国賠法 1 条 1 項の適用上違法とされる場合	32
(3) 4 大臣が大飯発電所 3 号機及び 4 号機の再起動を決定したことが国賠法 1 条 1 項の適用上違法であるとの主張が失当であること	33
(4) 経済産業大臣が大飯発電所 1 号機ないし 4 号機の運転停止又は廃炉を命令しないことが国賠法 1 条 1 項の適用上違法であるとの主張が失当であること	33
(5) 小括	34
第 6 結論	34

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 請求の趣旨第2項の請求に係る訴えのうち、被告国に対する口頭弁論終結日の翌日以後に生ずる損害賠償金の支払を求める部分を却下する
- 2 原告らの被告国に対するその余の請求をいずれも棄却する
- 3 原告らと被告国との間において生じた訴訟費用は原告らの負担とする
- 4 被告国につき仮執行宣言は相当ではないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告国に送達された後14日が経過した時とすることとの判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由

1 被告国の主張の要旨

請求の趣旨第2項の請求に係る訴えのうち、口頭弁論終結日の翌日以後に生じる損害賠償金の支払を求める部分（以下「本件将来給付請求」という。）は、将来の給付を求める訴えに該当するが、当該請求は、その内容・性質からみて、現在の時点における事実上及び法律上の関係から将来における請求権の成否及びその内容が一義的に明確にならないものであり、将来の給付の訴えにおける請求権としての適格を欠くから、請求の趣旨第2項の請求に係る訴えのうち被告国に対する本件将来給付請求の部分は、将来の給付の訴え（民事訴訟法（以下「民訴法」という。）135条）として不適法であり、却下を免れない。
以下、詳述する。

2 請求の趣旨第2項の請求に係る訴えのうち被告国に対する本件将来給付請求の部分は不適法であること

(1) 将来の給付の訴えが許容される場合

原告らは、関西電力株式会社大飯発電所（以下「大飯発電所」という。）

3号機及び4号機の「運転」が差し止められるまで将来にわたって精神的苦痛を被るとして、これに対する慰謝料として、その「施設使用」が停止されるまでの間1か月当たり1万円の支払を求めていところ(訴状81ページ)、同請求に係る訴えのうち、口頭弁論終結日以降の支払を求める本件将来給付請求の部分は、将来の給付を求める訴え(民訴法135条)に該当する。

民訴法135条は、将来の給付を求める訴えについて、「あらかじめその請求をする必要がある場合に限り、提起することができる」と規定しており、同訴えが適法となるためには、その請求の内容・性質からして、現在の時点における事実上及び法律上の関係から将来における請求権の成否及びその内容が一義的に明確なものであることを要するというべきである。これを将来の不法行為に係る損害賠償請求についてみると、不法行為が現在の時点において行われており、それが将来も継続することが予測される場合であっても、将来においてその不法行為の成立原因となる事実関係ないし法律関係の変動が予測され、そのため将来の時点の不法行為の成否及びその内容が一義的に明確にならないような場合には、当該不法行為の成否及びその内容につき債務者に有利な影響を及ぼすべき事実関係ないし法律関係の変動が内容的に限定されておらず、また、その変動の有無は債務者にとって明白であるとはいえない。そうすると、このような変動を専ら債務者の立証すべき新たな権利成立阻却事由の発生と捉え、請求異議の訴えによりその発生を証明して執行を阻止しなければならない負担を債務者に課することは不当であり、当該不法行為における当事者間の衡平を害することになって不相当といわざるを得ず、このような将来の不法行為に係る損害の賠償請求は権利保護の要件を欠くものである。したがって、このような将来の損害賠償請求権は、将来の給付の訴えにおける請求権としての適格を欠くというべきである(最高裁昭和56年12月16日大法廷判決・民集35巻10号1369ページ参照)。

(2) 本件将来給付請求に係る部分の訴えが不適法であること

本件将来給付請求において原告らが不法行為であると主張するのは上記施設の使用ないし原子炉の運転であるところ、将来における使用・運転がその時点での不法行為に該当するか否か、原告らが受忍限度を超える被害を被るか否かは、本件施設に係る法的規制、上記各原子炉の運転状況、上記施設の保守管理状況、原告らの生活状況、居住環境といった変動の可能性がある諸事情によって左右されるものであり、現時点において、将来におけるこれらの事実関係ないし法律関係を一義的に明確に認定することはできない。

したがって、本件将来給付請求は権利保護の要件を欠くものであり、その請求権は将来の給付の訴えにおける請求権としての適格を欠くから、請求の趣旨第2項の請求に係る訴えのうち、本件将来給付請求に係る部分は不適法というべきである。

第3 請求の原因に対する認否

1 「第1 はじめに」について

(1) 「1 本訴訟の目的」について

認否の限りではない。

(2) 「2 原発の根本的な危険性」について

原子炉の燃料が、原子力発電所の運転中はもとより、運転停止後も一定期間熱エネルギーを発すること、放射線が人体に影響を与えるおそれがあること、一定程度以上の高線量被曝をした場合に一定の急性症状及び晩発障害が発症するおそれがあること、放射性物質を体内に取り込むことで内部被曝するおそれがあること、放射性物質の半減期が数万年に及ぶものもあることについては、一般論としておおむね認め、その余は認否の限りではない。

(3) 「3 福島第一原発の事故によって、原発の永続的な制御は不可能であるし、ひとたび過酷事故が起きれば不可逆かつ甚大な損害が発生することが改

めて明らかになった」について

ア 第1段落について

被告国が東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一発電所」という。）について設置許可を与え、定期検査をしてきたという範囲で認め、その余は認否の限りではない。

イ 第2段落について

「核燃料の放射性物質」（2行目）とあるのを「原子炉」と解した上で、福島第一発電所1号機ないし3号機において、炉心溶融したことと想定されていること、同1号機、同3号機及び同4号機において、原子炉建屋内で水素爆発が起きたと推測されていること、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴い発生した津波に起因して、同発電所において放射性物質が環境に放出される事故（以下「福島第一発電所事故」という。）が発生したことは認め、その余は否認する。

ウ 第3段落及び第4段落について

認否の限りではない。

(4) 「4 過酷事故は大飯原発を含む若狭湾の原発でも発生しうること」について

一般論として、若狭湾周辺で地震や津波が起こるおそれがあること、大飯発電所1号機及び2号機が運転を始めてから30年以上経過していることは認め、その余は認否の限りではない。なお、原子力規制委員会において有識者会合を設け、大飯発電所の敷地内に存在する破碎帯の活動性について検討しているところである。

(5) 「5 原発の再稼働は絶対に許容されない」について
争う。

2 「第2 原発の根本的な危険性」について

(1) 「1 根本的危険性」について

原子炉の燃料が、原子力発電所の運転中はもとより、運転停止後も一定期間は熱エネルギーを発することは認め、その余は認否の限りではない。

(2) 「2 放射性物質と放射線の危険性」について

ア 第1段落及び第2段落について

放射線が人体に影響を与えるおそれがあること、一定程度以上の高線量被曝をした場合に一定の急性症状及び晩発障害が発症するおそれがあること、放射性物質を体内に取り込むことで内部被曝するおそれがあることは認める。

イ 第3段落について

放射線や放射性物質が無味・無臭であるとの範囲で認める。

ウ 第4段落及び第5段落について

放射性物質の半減期が原告ら主張のとおりであること、チェルノブイリ原子力発電所事故により原告ら主張のような立入禁止の措置が執られることは認め、その余は認否の限りではない。

(3) 「3 放射性物質が膨大な熱エネルギーを発するゆえの危険性」について

ア 第1段落について

おおむね認める。

イ 第2段落について

原子力発電所においては、運転に使用された燃料は、冷却のため一定期間使用済燃料貯蔵プールで保管されるという範囲で認める。

ウ 第3段落について

争う。

エ 第4段落及び第5段落について

第4段落の第1文ないし第6文は、評価にわたる部分を除き、おおむね認め、その余は争う。

3 「第3 福島第一原子力発電所の事故の概要」について

(1) 「1 原子力発電所の仕組みとその根本的危険性」について

ア 「(1) 原発の仕組み」について

おおむね認める。

イ 「(2) 原発の危険性」について

(ア) 第1段落について

認否の限りではない。

(イ) 第2段落について

おおむね認める。

(ウ) 第3段落について

昭和61年（1986年）4月に旧ソビエト連邦のチェルノブイリ原子力発電所において事故が発生したことは認める。

(エ) 第4段落ないし第6段落について

おおむね認める。

(2) 「2 福島第一原発事故の概要及び原因」について

ア 「(1) 地震動及び津波による全電源喪失等」について

(ア) 第1段落及び第2段落について

認める。

(イ) 第3段落について

地震・津波により福島第一発電所3号機の直流電源が喪失したという点は否認する。国会事故調（東京電力福島原子力発電所事故調査委員会）報告書に、訴状19ページの表のとおり記載されていることは認める。その余はおおむね認める。

なお、訴状20ページの注釈5の「可能容器」は「格納容器」が正しい。

イ 「(2) 多重防護が一気に破られたこと」について

(ア) 「ア 多重防護の考え方」について

a 第1段落について

おおむね認める。

b 第2段落について

福島第一発電所事故によって、外部に放射性物質が放出されたとの範囲で認める。

(イ) 「イ 冷却材喪失によるメルトダウン、メルトスルー」について

原告らの主張するような福島第一発電所事故の経過が推定されているという範囲でおおむね認める。

なお、「冷却剤」は、「冷却材」が正しい。

(ウ) 「ウ 水素爆発」について

福島第一発電所1, 3, 4号機の水素爆発で施設が大破したこと、同2号機で水素が発生したこと、同発電所から放射性物質が放出されたことは認める。

ウ 「(3) 地震動による配管破壊による放射性物質の放出」について

否認ないし争う。地震動によって配管が破壊され、そこから放射性物質が放出されたか否かについては、現時点では判明していない。

(3) 「3 福島第一原発事故による具体的損害」について

ア 「(1) 福島第一原発事故による、大気、海洋への放射性物質の放出」について

(ア) 「ア」について

a 第1段落について

第1文及び第3文はおおむね認める。

第2文は否認する。

b 第2段落について

おおむね認める。

c 第3段落について

「広島原発」を「広島原爆」の誤記と解した上で、不知。評価は争う。

(イ) 「イ」について

(ア) は否認する。本データは平成23年4月12日に原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）がプレスリリースを行った、原子力安全委員会において進められている大気中への放射性物質の総放出量の推定的試算値であり、その後同年5月12日及び同年8月22日に修正され、同年8月22日の修正でヨウ素131は13京ベクレル（ 1.3×10^3 の17乗ベクレル）、セシウム137は1京1000兆ベクレル（ 1.1×10^1 の16乗）、ヨウ素換算の総放出量は57京ベクレルとされた。

(イ) 及び(エ)のうち、原告らが主張するような放射性物質及び放射線率が検出ないし測定されたこと、並びに放射性物質の半減期に係る記載はおおむね認める。

(ウ)は不知。

イ 「(2) 広汎かつ甚大な被害」について

(7) 「ア 放射線被曝の危険性」について

a 第1段落ないし第3段落について

一般論としておおむね認める。

b 第4段落について

第1文及び第2文は、福島県が、平成23年12月13日に行われた「県民健康管理調査」検討委員会において、外部線量の推計を公表していること及びその推計値として認める。その余は不知。

c 第5段落について

チェルノブイリ原子力発電所事故により放射線との関連が否定できない小児甲状腺がんが発生していることは認め、その余は争う。

(イ) 「イ 原発労働者の被曝」について

a 第1段落について

平成23年3月24日に福島第一発電所3号機タービン建屋1階及び地下1階において、作業をしていた東京電力の協力企業作業員3名のうち、2名の両足の皮膚に放射性物質が付着したため、両名が病院に搬送されたことは認める。

b 第2段落について

おおむね認める。

c 第3段落について

おおむね認める。

d 第4段落について

不知。

(ウ) 「ウ 広範囲かつ長期の住民の避難」について

a 「(ア) 住民の避難」について

(a) 第1段落について

おおむね認める。

(b) 第2段落について

第1文ないし第3文はおおむね認める。

第4文については否認する。政府は、平成23年3月25日付けで、室内退避指示の対象となっている区域の市町村長に対し、区域内住民への生活支援の促進等についての依頼及び関係機関に対する生活支援の充実及び自主避難についての移動の手段の確保の指示をしたのであり、自主避難要請をしていない。

(c) 第3段落について

おおむね認める。

(d) 第4段落について

政府が、国内の原子力事故における緊急時対応に用いるため、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）を保有していることは認め、その余は争う。

b 「(イ) 福島県内外の避難者数」について

(a) 第1段落について

第1文は、時期が特定されていないため認否できない。

第2文は、平成23年8月3日時点の人口であることを前提に認める。

第3文は認める。

(b) 第2段落及び第3段落について

おおむね認める。

(c) 第4段落について

第1文は認める。

第2文は争う。

c 「(ウ) 補償し得ない損害」について

多数の住民が避難していること、第3段落第1文の記載はおおむね認め、その余は不知。

(I) 「エ 原発事故関連死」について

復興庁が、平成24年8月21日、震災関連死の原因として、市町村から、「原発事故による肉体・精神的疲労」があった旨の報告を受けたことを公表していること及びその報告内容としておおむね認める。なお、震災関連死の原因として「原発事故による肉体・精神的疲労」があった旨の報告は、全報告のうち、2パーセントである。

(オ) 「オ 水・食品の汚染等」について

おおむね認める。評価にわたる部分は争う。

(カ) 「カ 除染の問題点」について

おおむね認める。評価にわたる部分は争う。

ウ 「(3) 小括－原発事故被害の特質」について

認否の限りではない。

4 「第4 原発の運転差し止めに関する判断の在り方」について

第1段落は、最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決（民集46巻7号1174ページ）が、原告が引用する判示をしていることは認める。

その余は争う。

5 「第5 大飯原発の危険性」について

(1) 「1 過酷事故を引き起こす地震等が発生する危険性」について

ア 「(1) 想定を超える地震がいつ起きてもおかしくないこと」について

(ア) 第1段落及び第2段落について

争う。

(イ) 第3段落について

1990年代の後半から全国各地で何度か地震が起きていること、東北地方太平洋沖地震が起きたこと、各発電所で基準地震動を超える地震動を受けつつ、過酷事故に至っていないことは認め、その余は認否の限りではない。

イ 「(2) 原子炉直近、直下の断層、破碎帯」について

「発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き」に定められているとおり、原子炉施設の安全審査において、耐震設計上考慮する活断層の露頭が確認された場合、その直上に所定の安全上重要な建物・構築物を設置することは許容されていないとの範囲で認める。

なお、原子力規制委員会において有識者会合を設け、大飯発電所の敷地内に存在する破碎帯の活動性について検討しているところである。

ウ 「(3) 若狭湾で大地震が起こる可能性」について

(ア) 第1段落について

一般論として、若狭湾周辺で地震が起きるおそれがあるという範囲で認める。

(イ) 第2段落について

大飯発電所の近くに、FO-A断層、FO-B断層及び熊川断層があることは認め、その余は争う。

エ 「(4) 既往最大の地震動に対する備えがない」について

(ア) 第1段落について

第1文及び第2文はおおむね認め、その余は争う。

(イ) 第2段落について

平成19年7月に新潟県中越沖地震で柏崎刈羽原子力発電所において1699ガルと推定したことは認め、その余は争う。

オ 「(5) 津波の危険性」について

(ア) 第1段落について

第1文及び第2文は否認する。なお、平成23年7月から実施された福島第一発電所事故を踏まえた既設の発電用原子炉施設の安全性（設計上の想定を超える外部事象に対する頑健性）に関する総合的評価（以下「ストレステスト」という。）の一次評価において、被告関西電力は、大飯発電所3、4号機について、設計津波の高さを「T.P（引用者注：高さの基準となる東京湾平均海面のこと。）+2.85m程度」と評価している。

第3文はおおむね認める。

第4文、第5文は被告関西電力に係る主張であり、認否の限りではない。

(イ) 第2段落について

おおむね認める。

なお、平成24年1月10日の「意見聴取会」は、「現地調査」が、

「田辺キャンパス」は、「京田辺キャンパス」がそれぞれ正しい。

カ 「(6) ストレステストは意味が無いこと」について

保安院が、被告関西電力がした大飯発電所に関するストレステストの一
次評価を妥当と判断したことは認め、その余は争う。

キ 「(7) 緊急安全対策は何ら安全を保証しないこと」について

被告関西電力が、緊急安全対策を実施したことは認め、その余は争う。

ク 「(8) まとめ」について

争う。

(2) 「2 大飯原発の構造上の危険」について

ア 「(1) はじめに」について

大飯発電所が加圧水型軽水炉（PWR）を採用していることは認め、そ
の余は認否の限りではない。

イ 「(2) 過去の原発における過酷事故」について

(ア) 柱書きについて

争う。

(イ) 「ア チェルノブイリ事故」について

a 第1段落及び第2段落について

おおむね認める。

b 第3段落について

チェルノブイリ原子力発電所事故により、放射性物質が環境へ放出
されたこと、同事故後の周辺地域に、放射線との関連が否定できない
小児甲状腺がんが発生していることは認め、その余は不知。

(ウ) 「イ スリーマイルアイランド事故」について

おおむね認める。

なお、スリーマイルアイランド原子力発電所の出力は、「95万90
00キロワット」の誤記と思われる。

ウ 「(3) 原子力発電所における重大事故 1 = 冷却材喪失事故」について

福島第一発電所事故の原因が、冷却材喪失事故と断定していることを除き、一般論としておおむね認める。

エ 「(4) 加圧水型原子炉において冷却材喪失が予測される典型事態」について

(ア) 「ア 応力腐食割れ」について

a 「(ア)」について

認める。

b 「(イ)」について

おおむね認める。なお、応力腐食割れの発生進展メカニズムの詳細は十分解明に至っていないが、材料、環境及び応力の要因が重畳することにより発生する可能性があることは、一般的に明らかとなつている。

c 「(ウ)」について

争う。

d 「(エ)」について

(a) 第1段落について

否認する。

応力腐食割れによる事故例は、平成17年（2005年）以降の6年間で35件ではなく、32件である。

(b) 第2段落及び第3段落について

大飯発電所3号機で応力腐食割れが発生していたこと、一般論として、応力腐食割れによる冷却材機能喪失事故への発展の可能性があることは認め、その余は争う。

(イ) 「イ 蒸気発生器の損傷事故」について

a 第1段落について

否認ないし争う。

近年の蒸気発生器における細管の損傷事例については、破断ではなくひび割れなどであり、当該損傷発覚後、事業者による対策が講じられ、安全性に問題ないことが確認されている。

- b 第2段落（43ページの「蒸気発生器においては」で始まる段落）について

第1文は争う。第2文はおおむね認める。

- c 第3段落（44ページの⑬の行まで）について
おおむね認める。

- d 第4段落（44ページの「このような」で始まる段落）について
争う。

- (ウ) 「ウ ECCSが作動する保障がないこと」について

- a 第1段落ないし第3段落について

加圧水型原子炉についての記載であることを前提に、おおむね認め
る。

- b 第4段落（45ページの「しかし、現実に」で始まる段落）について

否認ないし争う。

福島第一発電所3号機では非常用炉心冷却設備（ECCS）の1つ
である高压注水系（HPCI）が起動している。

- オ 「(5) 原子力発電所における重大事故2=原子炉の破壊」について

- (ア) 柱書きについて

争う。

- (イ) 「ア 脆性破壊とは」について

争う。

- (ウ) 「イ 脆性破壊の危険性」について

訴状記載の文献の記載内容は認める。

(I) 「ウ 脆性破壊の条件」について

a 第1段落について

争う。

b 第2段落について

第1文、第2文及び第4文は認める。第3文は争う。

(才) 「エ PTSによる破壊の可能性」について

a 第1段落について

原子炉容器内で「加圧熱衝撃」(Pressurised Thermal Shock = PTS) が発生する可能性があることは、おおむね認め、その余は争う。

b 第2段落及び第3段落について

一般論として、おおむね認める。

なお、「引長応力」は、「引張応力」が正しい。

c 第4段落について

争う。

(才) 「才 地震による影響」について

争う。

(才) 「才 結語」について

争う。

(3) 「3 安全設計審査指針類の破綻による無効」について

ア 「(1) 電気事業法39条1項とそれに基づく技術基準」について

おおむね認める。

イ 「(2) 安全設計審査指針類と技術基準の関係」について

第1段落及び第3段落はおおむね認める。

訴状49ページの表は、独立行政法人原子力安全基準機構のウェブサイ

トに掲載されている「設置許可申請における安全審査の概要」に記載された表であることは認める。

第2段落及び第4段落は争う。

ウ 「(3) 安全設計審査指針類の誤り」について

(7) 柱書きについて

争う。

(イ) 「ア 指針27」について

第1文及び第2文はおおむね認め、第3文は争う。

(ウ) 「イ 単一故障の考え方」について

否認ないし争う。なお、班目春樹原子力安全委員会委員長が浜岡原子力発電所に係る訴訟において証人として出廷した当時の地位は、原子力安全委員会委員長ではなく、東京大学教授である。

(I) 「ウ 耐震設計審査指針」について

発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針の記載内容及び福島第一発電所2、3、5号機で、基準地震動を超える地震動を記録したとの範囲で認める。

エ 「(4) 安全設計審査指針類の規範性の喪失」について

(7) 柱書きについて

争う。

(イ) 「ア 班目春樹原子力安全委員会委員長」について（なお、「班目」は「班目」の誤記と解される。）

a 「(ア)」について

第1文は認める。第2文は否認ないし争う。

b 「(イ)」について

認める。

なお、班目春樹原子力安全委員会委員長が、安全審査指針類の検討

について指示したのは、平成23年6月16日が正しい。

c 「(ウ)」について

おおむね認める。

(ウ) 「イ 管直人内閣総理大臣（当時）」及び「ウ 海江田万里経済産業大臣（当時）」について

認める。なお、「管直人」は「菅直人」が正しい。

オ 「(5) 技術基準省令の無効」について

争う。

カ 「(6) 「原子力発電所の再起動にあたっての安全性に関する判断基準」(暫定基準)」について

(7) 第1段落について

「原子力発電所の再起動にあたっての安全性に関する判断基準」(1)ないし(3)を、それぞれ、(1)「地震・津波による全電源喪失という事象の進展を防止するための所内電源設備対策の実施等の安全対策が既に講じられていること」、(2)「国が「東京電力福島第一原子力発電所を襲ったような地震・津波が来襲しても、炉心及び使用済燃料ピットまたは使用済燃料プールの冷却を継続し、同原発事故のような燃料損傷には至らないこと」を確認していること」、(3)「原子力安全・保安院がストレステスト（一次評価）の審査において一層の取組を求めた事項等について、基準(1)で実施済みであるか否かにかかわらず、更なる安全性・信頼性向上のための対策の着実な実施計画が事業者により明らかにされていること。さらに、今後、規制庁が打ち出す規制への迅速な対応に加え、事業者自らが安全確保のために必要な措置を見いだし、これを不斷に実施していくという事業姿勢が明確化されていること」であることを前提として、おおむね認める。

(イ) 第2段落（訴状54ページの「そして」で始まる段落）について

「(1)については2011年（平成23年）3月に指示した緊急安全対策をもって」という点は否認する。その余はおおむね認める。

(ウ) 第3段落について

第2文は一般論として認め、その余は否認する。緊急安全対策では追加的な電源確保のみでなく、電源を必要としない消防ポンプ等による給水による冷却機能の確保等の対策等も実施された。

(イ) 第4段落について

原子力安全委員会委員長が、ストレステストの一次評価のみで原子力発電所の安全性を保障するものではないという趣旨の発言をしたことは認める。その余は争う。

(カ) 第5段落について

争う。

(ク) 第6段落について

認否の限りではない。なお、「原子力発電所の再起動にあたっての安全性に関する判断基準」は法令に基づいて定められたものではない。

(ケ) 第7段落について

争う。

6 「第6 過酷事故発生時に想定される被害」について

(1) 「1 大飯原発の立地条件」について

第1段落及び第2段落はおおむね認める。その余は不知。ただし、大飯発電所からの距離について特に争う趣旨ではない。

(2) 「2 放射線被ばくによる健康被害」について

ア (1) について

急性障害が現れるしきい値が「一般的には100ミリシーベルトから250ミリシーベルトと言われている。」との記載については争う。確定的影響のしきい値については、どのような影響かによってしきい値は異なる

ので一概に言えない。その余は、一般論としておおむね認める。

イ (2) について

100ミリシーベルト以下の放射線被曝で一般的にがんのリスクが高まるという趣旨であれば、争う。

(3) 「3 大飯原発の過酷事故の際に想定される住民の健康被害」について

ア 「(1)」について

本件施設の30キロメートル圏内に舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町、京都市の各全部又は一部が位置することは認める。

イ 「(2) 原子力規制委員会による放射性物質の拡散シミュレーション」について

a 第1段落ないし第3段落について

おおむね認める。

b 第4段落について

第1文はおおむね認め、その余は争う。

ウ 「(3) 京都府が公開した高浜原発における放射性物質拡散予測結果」について

第1段落、第2段落及び第3段落のうち滋賀県に係る報道がされていることはおおむね認める。その余は不知。

エ 「(4)」ないし「(7) 放射線の外部被ばく及び内部被ばくによる健康被害」について

(4)のうち、国際放射線防護委員会（ICRP）の規定において、通常時的一般人の1年間の被ばく線量の限度は実効線量で1ミリシーベルト、緊急作業に従事する者の同線量で100ミリシーベルトに定められていること、(5)のうち、平成24年11月29日当時、国が滋賀県に対しSPEEDIの試算結果を提供していなかったことは認め、その余は不知。評価にわたる部分は争う。

(4) 「4 避難に伴う被害」について

福島第一発電所事故後、同発電所の周囲 20 キロメートルが警戒区域、20ないし 30 キロメートルの範囲が緊急時避難準備区域、一部の地域が計画避難区域に指定されたこと、大飯発電所から 30 キロ圏内に居住する京都府民が 6 万 8 152 人（平成 24 年 3 月時点）であることは認め、その余は認否の限りではない。

(5) 「5 文化遺産に関する被害」及び「6 産業に関する被害」について

福島第一発電所事故において、出荷制限や摂取制限があったという範囲で認める。

(6) 「7 被害の深刻さ、回復の困難さ」について

認否の限りではない。

7 「第 7 原発の不必要性」について

(1) 「1 現状の電力供給は十分足りていること」について

ア 「(1)」について

電力予備率に係る記載はおおむね認め、評価にわたる部分は争う。

イ 「(2)」について

認否の限りではない。

(2) 「2 中・長期的な代替エネルギーの普及が見込まれること」について

ア 「(1) 再生可能エネルギーの普及可能性」について

(ア) 柱書きについて

認否の限りではない。

(イ) 「ア 再生可能エネルギーのポテンシャル」について

おおむね認める。

(ウ) 「イ 法的整備の拡充」について

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が成立及び施行され、同法に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取

制度が開始されることとなったことは認める。

イ 「(2) 効率の良い火力発電の建設」について

第2及び第3段落は認める。第4段落のうち、シェールガス、メタンハイグレードなどの天然ガスが技術的に採取可能となったことはおおむね認め、その余は争う。

(3) 「3 結論」について

争う。

8 「第8 人格権侵害に基づく差し止め請求」について

認否の限りではない。

9 「第9 損害賠償請求」について

(1) 「1 被告関西電力の責任」について

認否の限りではない。

(2) 「2 国の責任」について

争う。

(3) 「3 結論」について

争う。

第4 事実経過

1 大飯発電所の概要

大飯発電所は、被告関西電力が、福井県大飯郡おおい町に設置する原子力発電所であり、昭和54年3月に1号機、同年12月に2号機、平成3年12月に3号機、平成5年2月に4号機の運転がそれぞれ開始された。

大飯発電所の原子炉は、加圧水型原子炉（PWR）が使用されており、加圧水型原子炉はいずれも蒸気発生器を4つ有する4ループ式である。

2 事実経過

(1) 福島第一発電所事故発生前後の状況

ア 被告関西電力は、平成23年2月17日、経済産業大臣に対し、大飯発電所3号機の定期検査の始期を同年3月18日、終期を同年7月14日と希望する旨の定期検査申請書を提出した(電気事業法施行規則93条1項、乙第1号証)。

イ 同年3月11日、福島第一発電所において、東北地方太平洋沖地震及び同地震に伴う津波により、放射性物質が環境に放出される事故が発生した。

ウ 経済産業大臣は、同月18日、大飯発電所3号機において、定期検査を開始した。

(2) 緊急対策及びシビアアクシデント対策への指示等

ア 経済産業大臣は、福島第一発電所事故を踏まえ、同月30日、被告関西電力を含む各事業者に対し、他の原子力発電所の緊急安全対策の実施を指示した(乙第2号証)。

イ 被告関西電力は、同年4月14日、保安院に対し、福島第一発電所事故を踏まえた大飯発電所3号機及び4号機を含む原子力発電所の緊急安全対策に関する報告書を提出した(平成23年4月27日に一部補正、乙第3号証)。

ウ 保安院は、同年5月6日、上記イの報告書を含む、各事業者から提出された緊急安全対策の実施状況に関する報告書の内容を確認し、各事業者から報告があった緊急安全対策は、適切に実施されているものと判断するという結果を取りまとめ、これを公表した(乙第4号証)。

エ 経済産業大臣は、同年6月7日、福島第一発電所事故を踏まえ、シビアアクシデント(炉心の重大な損傷等)が発生した場合でも迅速に対応するための措置のうち、直ちに取り組むべき措置を定めた上、被告関西電力を含む事業者に対し、福島第一発電所以外の原子力発電所においてこれを実施するとともに、その状況を報告するよう求めた(乙第5号証)。

オ 被告関西電力は、同月14日、保安院に対し、上記エの措置の実施状況

に関する報告書を提出した（乙第6号証）。

カ 保安院は、同月18日、上記オの報告書を含む、各事業者から提出された上記エの措置の実施状況に関する報告書を確認し、各事業者から報告があつたシビアアクシデントへの対応に関する措置は、適切に実施されているものと評価するという結果を取りまとめ、これを公表した（乙第7号証）。

（3）ストレステストの実施等

ア 被告関西電力は、同月21日、経済産業大臣に対し、大飯発電所4号機の定期検査の始期を同年7月22日、終期を同年11月18日と希望する旨の定期検査申請書を提出するとともに（乙第8号証）、大飯発電所3号機の定期検査の始期を同年3月18日、終期を未定と希望する旨の「定期検査申請内容の変更について」と題する書面を提出した（乙第9号証）。

イ 内閣官房長官、経済産業大臣及び内閣府特命担当大臣（以下「3大臣」という。）は、同年7月11日、欧州諸国で導入された「ストレステスト」を参考に、「我が国の原子力発電所の安全性の確認について（ストレステストを参考にした安全評価の導入等）」と題する方針を公表した（乙第10号証）。このうち、一次評価（定期検査中で停止中の原子力発電所について運転の再開の可否に対する判断）は、定期検査中で起動準備の整った原子力発電所を対象として、安全上重要な施設・機器等が設計上の想定を超える事象に対し、どの程度の安全裕度を有するかについて評価することとされていた。

ウ 保安院は、同月21日、既設の発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価に関する評価手法及び実施計画を定め（乙第11号証）、同月22日、各事業者に対し、福島第一発電所における事故を踏まえた既設の発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価（ストレステスト）を行い、その結果について報告をするよう求めた（乙第12号証）。

エ 経済産業大臣は、同月22日、大飯発電所4号機において、定期検査を

開始した。

オ 被告関西電力は、同年10月19日、経済産業大臣に対し、大飯発電所4号機の定期検査の始期を同年7月22日、終期を未定と希望する旨の「定期検査申請内容の変更について」と題する書面を提出した(乙第13号証)。

カ 被告関西電力は、大飯発電所3号機及び4号機につきストレステストを実施し、同年10月28日に3号機の安全性に関する一次評価の結果に関する報告書(乙第14号証)、同年11月17日に4号機の安全性に関する一次評価の結果に関する報告書を保安院に提出した(乙第15号証)。

キ 保安院は、上記カの各報告書について意見聴取会を実施した上、平成24年2月13日、大飯発電所3号機及び4号機に関するストレステスト一次評価について、各号機について、現在の設備や体制によって、福島第一発電所を襲ったような地震・津波が来襲しても同原子力発電所事故のような状況に至らせないための対策が講じられているとともに、被告関西電力において、更に一層の安全性向上に向け改善に取り組んでいると評価するという審査結果を取りまとめ、原子力安全委員会に報告した(乙第16号証)。

ク 原子力安全委員会は、同年3月23日、上記キの審査結果について外部有識者を交えた検討会において検討した結果、大飯発電所3号機及び4号機に関するストレステスト一次評価について、保安院の審査結果が妥当であるとの結論に達し、これを公表した(乙第17号証)。

(4) 四大臣会合の実施等

ア 内閣総理大臣、内閣官房長官、経済産業大臣及び内閣府特命担当大臣(以下総称して「4大臣」という。)は、同年4月6日、原子力発電所に関する四大臣会合を実施し、「原子力発電所の再起動にあたっての安全性に関する判断基準」を決定するとともに、被告関西電力に対し、大飯発電所3号機及び4号機について、同判断基準第3項の実施計画の提出を求めるこ

となどを決定した（乙第18号証）。

イ 被告関西電力は、同月9日、大飯発電所3号機及び4号機の安全性・信頼性向上のための対策の実施状況と実施計画を取りまとめ、経済産業大臣に報告した（乙第19号証）。

ウ 4大臣は、同月13日、原子力発電所に関する四大臣会合を実施し、大飯発電所3号機及び4号機について、上記アの判断基準を満たしていることを確認するとともに、関西地域における電力需給について検討した結果、大飯発電所3号機及び4号機の再起動には必要性が存在すると判断し、立地自治体から、再起動について一定の理解が得られた場合、最終的な再起動の是非について判断することとした（乙第20号証）。

エ 経済産業大臣は、同月14日、福井県知事、福井県議会議長、同県議会副議長、おおい町長及びおおい町議会議長に対し、四大臣会合における判断等について説明を行った（乙第21号証）。

オ 4大臣は、同年6月16日、原子力発電所に関する四大臣会合を実施し、大飯発電所3号機及び4号機の再起動の手続作業に入る旨決定した（乙第22号証）。

（5）大飯発電所3号機及び4号機の定期検査の終了等

ア 被告関西電力は、同日、経済産業大臣に対し、大飯発電所3号機の定期検査の始期を平成23年3月18日、終期を平成24年8月3日と希望する（乙第23号証）、大飯発電所4号機の定期検査の始期を平成23年7月22日、終期を平成24年8月23日と希望する旨の「定期検査申請内容の変更について」と題する書面を提出した（乙第24号証）。

イ 被告関西電力は、同年7月26日、経済産業大臣に対し、大飯発電所4号機の定期検査の始期を平成23年7月22日、終期を平成24年8月16日と希望する旨の変更を申し出た（乙第25号証）。

ウ 経済産業大臣は、同年8月3日、大飯発電所3号機の定期検査を終了し、

同日付で、被告関西電力に対し、同機の定期検査終了証を交付した（乙第26号証）。

エ 経済産業大臣は、同月16日、大飯発電所4号機の定期検査を終了し、同日付で、被告関西電力に対し、同機の定期検査終了証を交付した（乙第27号証）。

第5 被告国の主張

1 はじめに

原告らは、本件において、大飯発電所には安全対策に致命的な欠陥があり、過酷事故が発生する危険性が高いにもかかわらず、4大臣が、平成24年6月16日、大飯発電所3号機及び4号機の再起動を決定したこと、またその後、経済産業大臣が、大飯発電所1号機ないし4号機について、運転停止又は廃炉を命令しないことが、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項の適用上違法であり、これにより、原告らの人格権が侵害され、精神的苦痛を被ったとして、損害賠償を請求するが、原告らの上記主張は、まずもって、国賠法1条1項の「違法性」に関する主張が不明確であり、明らかに失当である。

以下、詳述する。

2 国賠法1条1項の「違法性」に関する主張が不明確であること

(1) 国賠法1条1項の違法の意義

国賠法1条1項の「違法」とは、公権力の行使の主体たる公務員が、公権力の行使に当たって遵守すべき行為規範として個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいう（職務行為基準説。最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ）。

そして、法律による行政の原理によれば、違法性判断の前提となる公務員の職務上の法的義務は、基本的に法令の規定によって生じるのであるから、

国家賠償請求権を行使する者は、公務員の職務上の法的義務の内容を法令の根拠に基づいて特定する必要がある。

(2) 規制権限の不行使が国賠法 1 条 1 項の適用上違法とされる場合

これを規制権限の不行使という不作為についてみれば、かかる不作為が国賠法上違法であるというためには、当該公務員が規制権限を有し、規制権限の行使によって受ける国民の利益が国賠法上保護されるべき利益である（反射的利益ではない）ことに加えて、その権限不行使によって損害を受けたと主張する特定の国民との関係において、当該公務員が規制権限を行使すべき義務（作為義務）が認められ、かつ、当該公務員がその作為義務に違背してその職務行為を行わなかつたという関係の存在が必要である（山下郁夫・最高裁判所判例解説民事篇平成 7 年度(下) 597 ページ）。

すなわち、公務員による規制権限の行使は、多かれ少なかれ国民の権利・利益・自由に対する侵害を伴うことになることから、国民の権利・利益・自由を侵害することが予想される行政活動は、行政による恣意的運用を防止するため、法律によって具体的な権限が付与されて初めてこれを行使することができるのであり、法律の根拠なしにこれを行使することは許されない（法律による行政の原理）。したがって、職務上の法的義務を認めるための前提として、公務員に一定の規制権限が付与されていることが必要とされるべきであり、その権限が付与されていない場合には、原則として、その規制権限の不行使は、政治的責任が生じ得ることはあっても、法的責任を生ずることはない。

このように、公務員による規制権限の不行使を国賠法上違法というためには、規制権限の根拠となる法令が存在し、それを行使するための要件が満たされていることに加え、規制権限の不行使によって損害を受けたと主張する個別の国民との関係で、当該公務員が規制権限を行使すべき法的義務（作為義務）を負い、その義務の違反が認められることが必要となる（長谷川浩二

・最高裁判例解説民事編平成16年度568ページ)。

(3) 4大臣が大飯発電所3号機及び4号機の再起動を決定したことが国賠法1条1項の適用上違法であるとの主張が失当であること

原告らは、4大臣が、平成24年6月16日、大飯発電所3号機及び4号機の再起動を決定したのは、客観的に公正を欠き、条理に反し、国賠法1条1項の適用上違法である旨主張する(訴状80及び81ページ)。

しかしながら、4大臣が、当時、原告らとの関係でいかなる法的義務を負っていたというのか、また、当該法的義務がいかなる法令上の根拠により導き出されるのか、さらに当該行為がいかなる理由から4大臣が負っているとする法的義務に違背しているといえるのかについて、原告らは、何ら具体的に主張していない。

なお、この点について、原告らは、上記のとおり、「条理」を挙げるが、条理とは、法の不存在による裁判の不能を回避するため、例外的に裁判規範性を有するにすぎないものであるところ、原告らの主張からは、いかなる根拠からどのような条理が導き出され、それによりいかなる義務を負い、それにどのように反するのかについて明らかでない。

したがって、原告らの上記主張は、国賠法1条1項にいう「違法」について具体的に特定されておらず、失当である。

(4) 経済産業大臣が大飯発電所1号機ないし4号機の運転停止又は廃炉を命令しないことが国賠法1条1項の適用上違法であるとの主張が失当であること

原告らは、経済産業大臣が、被告関西電力に対し、大飯発電所1号機ないし4号機についての運転停止、廃炉を命令しない不作為も加害行為である旨主張するところ(訴状80ページ)、かかる主張は、被告国の被告関西電力に対するいわゆる規制権限不行使の主張と解される。

しかしながら、原告らは、運転停止、廃炉の命令とは、具体的にいかなる根拠に基づくいかなる行為なのか、すなわち、経済産業大臣が有するとする

規制権限の内容並びにその根拠法令及び要件、要件を充足する事実、並びに行使すべき作為義務の内容、そして、経済産業大臣が作為義務に違背してその職務行為を行わなかったことについて、何ら具体的に主張していない。

したがって、原告らの上記不作為に関する主張についても、国賠法1条1項にいう「違法」について具体的に特定されていないといえ、失当である。

なお、原告らは、規制権限行使の作為義務の発生根拠としても、条理を挙げる趣旨か判然としないが、上記のとおり、条理とは例外的に裁判規範性を有するにすぎないものであり、殊に、法律による行政の原理に照らすと、条理に基づく作為義務が認められるのは極めて例外的な場合に限られるものであるところ（前掲長谷川600ページ）、原告らの主張からは、いかなる根拠からどのような条理が導き出され、それによりいかなる作為義務を負うことになるのかについて明らかでない。

(5) 小括

このように、原告らの主張は、国賠法1条1項の違法性に関する主張が不明確であるから、主張自体失当である。

第6 結論

以上のとおり、原告らの国賠法1条1項に基づく損害賠償請求はいずれも理由がないから、速やかに棄却されるべきである。